

旧北上川における長期係留及び放置船舶への合同巡視について

平成 23 年 12 月 1 日（木）10 時から、国土交通省、宮城県、石巻市では、旧北上川における長期係留及び放置船舶（以下、「不法係留船等」という。）に対して、合同巡視及びチラシ等の配布により状況改善を求めます。

公共の水域を船舶の保管場所として私物化することは、法律により規制されています。国土交通省、宮城県、石巻市ではかねてから旧北上川における長期係留及び放置船舶（以下、「不法係留船等」という。）に対して、合同巡視やチラシ等の配布により改善に努めてきましたが、不法係留船の大幅な減少には至りませんでした。

また、先般の東日本大震災時の不法係留船舶等の流出による被害も生じており、住民からは震災で一旦減少した不法係留船舶が震災後増えてきたことに対する苦情も出ています。

さらに、今後の復興計画において不法係留船等が大きな支障となることも踏まえ、重点撤去区域の設定も視野にいれ、計画的な不法係留船等対策を強化していくことにしました。

なお、不法係留船対策強化の一環として、所有者不明の船舶については、河川管理者の監督処分として撤去します。

重点撤去区域：重点区域の設定により不法係留船舶への注意喚起を行うとともに、当該区域における不法係留船舶は行政代執行等により撤去を行う。

行政代執行：行政代執行法第 2 条に基づき、行政庁が相手方によって撤去を行い、その費用は相手方へ請求する。

監督処分：相手方が不明の場合、河川法 75 条第 3 項に基づき、河川管理者が公告し自ら撤去を行う。処分後、所有者が判明した場合は、その処分費用を求める。

* 発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ

- ・ 国土交通省北上川下流河川事務所 占用調整課 課長 渡邊 好和
住所：石巻市蛇田字新下沼 80 電話：0225-94-9851
- ・ 宮城県東部地方振興事務所水産漁港部漁港管理班 班長 三神 邦彦
住所：石巻市東中里 1-4-32 電話：0225-95-7469
- ・ 宮城県石巻港湾事務所港政班 班長 土居原 賢次
住所：石巻市中島町 17-2 電話：0225-95-6272
- ・ 石巻市建設部河川港湾室 室長 近江 恵一
住所：石巻市穀町 14-1 電話：0225-95-1111

【看板】

旧北上川における長期係留及び放置船舶について (警 告)

- ・ 旧北上川において、船舶を係留することはできません。
- ・ 早急に河川区域外へ移動して下さい。
- ・ 係留船舶所有の方は、下記に従い連絡して下さい。

公共の水域を船舶の保管場所として私物化することは、法律により規制されています。国土交通省、宮城県、石巻市はかねてから旧北上川における長期係留及び放置船舶（以下、「不法係留船等」という。）に対して、合同巡視やチラシ等の配布により改善に努めてきましたが、今後の復興計画において不法係留船等が大きな支障となること、また先般の東日本大震災時の不法係留船舶等の流出による被害も生じており、今後、重点撤去区域の設定も視野に入れ計画的な不法係留船等対策を強化していくことにしました。

なお、不法係留船対策強化の一環として、所有者不明の船舶については、河川管理者の監督処分により撤去しますので、当該船舶について「所有」若しくは「情報」をもっている方は、平成24年1月31日まで、以下の電話番号に「船名」「船体番号」「所有者及び電話番号」等を連絡して下さい。

国土交通省北上川下流河川事務所占有調整課	TEL0225-94-9851
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部漁港管理班	TEL0225-95-7469
宮城県石巻港湾事務所港政班	TEL0225-95-6272
石巻市建設部河川港湾室	TEL0225-95-1111

【チラシ】

旧北上川における長期係留及び放置船舶について (警 告)

船舶名： _____

番号等： _____

- ・ 旧北上川において、船舶を係留することはできません。
- ・ 早急に河川区域外へ移動して下さい。
- ・ 係留船舶所有の方は、下記に従い連絡して下さい。

公共の水域を船舶の保管場所として私物化することは、法律により規制されています。国土交通省、宮城県、石巻市はかねてから旧北上川における長期係留及び放置船舶（以下、「不法係留船等」という。）に対して、合同巡視やチラシ等の配布により改善に努めてきましたが、今後の復興計画において不法係留船等が大きな支障となること、また先般の東日本大震災時の不法係留船舶等の流出による被害も生じており、今後、重点撤去区域の設定も視野に入れ計画的な不法係留船等対策を強化していくことにしました。

なお、不法係留船対策強化の一環として、所有者不明の船舶については、河川管理者の監督処分により撤去しますので、当該船舶について「所有」若しくは「情報」をもっている方は、平成24年1月31日まで、以下の電話番号に「船名」「船体番号」「所有者及び電話番号」等を連絡して下さい。

重点撤去区域：区域の設定により不法係留船舶への注意喚起を行うとともに、当該区域における不法係留船舶は代執行等により撤去を行う。

行政代執行：行政代執行法第2条に基づき、行政庁が相手方によって撤去を行い、その費用は相手方へ請求する。

監督処分：相手方が不明の場合、河川法75条第3項に基づき、河川管理者が公告し自ら撤去を行う。処分後、所有者が判明した場合は、その処分費用を求める。

国土交通省北上川下流河川事務所占用調整課	TEL0225-94-9851
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部漁港管理班	TEL0225-95-7469
宮城県石巻港湾事務所港政班	TEL0225-95-6272
石巻市建設部河川港湾室	TEL0225-95-1111